

学割証（生徒旅客運賃割引証）の取扱いについて

文部科学省「学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領」より

* 学割証とは？

学割証は学生・生徒の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としたものです。

* 使用目的の範囲

上記より、以下の目的をもって旅行する必要があると認められる場合に限り、発行することができます。（表の記入欄には省略及び記載順をかえています）

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 修病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

* 気をつけていただきたいこと

- ① JR各社の営業キロで100kmを超える区間を乗車する際に、普通乗車券が2割引きとなる制度です。
- ② この学割証はJR各社のみが対象となります。JRバス各社の高速バスや、他の鉄道会社等については、各社の営業規則によりますので、乗車券購入の前に各社の窓口へご確認ください。
- ③ 学割証は発行日より3ヶ月間有効です。ただし中学3年生は3月31日までとなります。
- ④ 乗車券購入時には、身分証明書（生徒手帳）の提示が必要となります。
- ⑤ 発行する学割証の乗車船区間・乗車券の種類（※欄）については、学校では記入しませんので、必ず保護者の方が記入し乗車券を購入してください。なお、不正内容の記載や学校での記載事項を訂正した場合には無効となりますのでご注意ください。
- ⑥ 発行後に変更（訂正）がある場合は再度申請書を提出してください。
- ⑦ 発行後に旅行を取りやめるなどして使用しなかった場合は学校へお返しく下さい。